

長野市農業委員会第14回総会議事録

- 1 日 時 令和6年3月28日(木)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時50分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 阿部 孝二 2番 北村 守 3番 駒村 保幸
4番 青木 保 5番 久保田清隆 6番 野池 久
7番 長谷部 孝 8番 小池 知永 10番 小林 清男
11番 清水 貢 12番 鈴木啓佐利 13番 奥山 雅茂
14番 山本 忠宏 15番 祢津 光博 16番 北澤 万正
17番 横山 幸季 18番 高木喜久夫 19番 曾根 信一
20番 花見ひとみ 21番 近藤 利章 22番 宮崎 治夫
23番 善財 良治 25番 和田 修
- 4 欠席委員
9番 渡邊 美佐 24番 佐藤 隆
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 笠井 英明
係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美 係 長 倉島 友美
農業政策課
主 事 相澤 巧基
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第127号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第128号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第129号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第130号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第131号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第132号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取について
議案第133号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について
議案第134号 非農地決定について
報告第43号 農地法第4条の規定による届出について
報告第44号 農地法第5条の規定による届出について
(2) その他農業委員会事務に係る事項について
議案第135号 令和6年度事業計画について

- 議案第 136 号 農業委員会合同研修会について
議案第 137 号 管内視察研修について
議案第 138 号 農業委員会だよりの発行計画について
議案第 139 号 長野市農業振興審議会委員の推薦について

曾根会長代理 第14回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は会員25名中23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は9番、渡邊美佐委員、24番佐藤隆委員です。挨拶ですが、はじめに青木会長よりお願いします。

青木会長 あらためまして、皆さん、ご苦労さまでございます。農業委員会の青木でございます。春を本格的に迎える機会であつぷりと雨が降っていただきました。これで素晴らしい芽吹きがなされるんじゃないかなというふうに心待ちをしております。

令和5年度最後の総会という形になります。既に、国の通常国会では農業基本法の見直しということで、国会で審議が始まっております。二十数年ぶりの大幅な改定ということで、私どもも非常に期待をしておりますし、注目しております。新しい農業、食料の在り方についての大きな方向転換になるというふうに私自身も見ております。審議の推移を注目していきたいというふうに思っております。

長野市議会については、また後ほど局長のほうから触れられるというふうに思いますけども、私のほうからは今日、二点ほどお話をします。一つは地域計画の目標地図の作成における各地区での取り組み状況でございます。おかげさまで、農業政策課、事務局の話を聞きますと、相当、精力的に各地区、動いていただいているというふうに私自身は認識しております。農業政策課のスタッフもほとんど毎日、夕方出てくと。時によったら1日、午後2カ所でやると。2カ所掛け持ちと。今たまたま農業政策課、二つのチームを作っています。その二つのチームがフルに動いているということは、長野市33地区がフルに動いているというふうに理解をしております。今日、たまたま私、農地のつぶやきのところに書いておりましたけれども、私の所も含めて先行をしたモデル地区、大体、一つの姿が見えてきたというふうにも話を聞いています。

また、私のほうの事例を紹介までにちょっと説明、報告をさせていただきます。私のほうですけれども地域住民を巻き込んだ会議が4回、終わりました。当然、関係者、農業委員推進員さん、

事務局、含めて、全部で10回以上の会議を持ちました。ほぼ大きな方向性ができたというふうに見ています。

このチラシの上のほうに書いてありましたけれども、私のほうの考え方として一応、三つほど具体的に上げています。一つは、儲かる農業の探求ということで、まず、やはり農業は儲けなきゃならんということで、そのためにどうするかということが一つあります。

それから二つ目は、いろいろな地域づくり、まちづくりということで、いろんな話が出ていますけれども、基本的には、現在の農業振興地域、青地。これだけ極力守っていこうというのが二つ目のキーワードです。

それから三つ目は、やはり自給自足をできるだけできるところでやっっていこうということ。それから、果樹だけじゃなくて野菜、それから穀物ですね。こういうのも大きなポイントだろうと。それと、あと、もう一つは地場。この地域でしかできない作物。これについても、この際、守っっていこうじゃないかというような話を、地域の皆さん方と相談をしているというような内容です。

もう一つ、私のほうで、全綿内地区が約、今1,800戸くらいあります。この白い農業委員会綿内地区だよりっという。これを全戸配布しました。これは今、地域計画というのは、どういう内容なのかということ。それから、こんな考え方で今、話を進めていますよというようなことも含めて、3月末に全戸に配布をしました。

多分、これを見て、地域の方が非農家の、特に私らも理解してほしいのは、土地持ち非農家ですね。この方たちが今回の特に地域計画、守るべき農地、どうするかと。守れない農地、どうするかということに、理解を持っただけだと、右も左も行けないというようなことで、とにかく、じゃあ、どうしようかということで皆さん、相談したら、全戸配布したらどうだということで、このチラシを全戸配布いたしました。これから多分いろいろな声が、私どものほうに上がってくると思います。その声を最終的に含めながら、基本的にはこの方針で、じゃあ、若穂、綿内地区はいこうかというような一応、今、動きをしているということだけ、ご紹介をしておきたいと思います。

次は、農業者年金です。おかげさまで長野市の農業者年金、今年度、取り組みを新たに組織化いたしました。今まで各地区で推進協議会を作っていましたけれども、高齢化ということがございまして、なかなか活動が進まないということで、去年の4月から農業委員会の中に推進委員会をつくってということで、具体的な動きをしていただきました。早速、成果として出ました。

この下に書いてございますけれども、長野市は今回8件、目標にしましょうということですが、おかげさまで11件、今回、加入ができたということです。あらためてご協力をいただきました担当の推進委員の皆さんがたに御礼を申し上げますとともに、また引き続き、令和6年度もお願いをしたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、ご案内のとおり4月1日付で長野市の人事異動がございます。既に内示をされております。裏面の下段に記載をしておきますけれども、上田事務局長が今回、定年退職されるということ。それから熊井事務局主幹、田中係長さん、岡田主事さんの3名の方も、他部門へ異動されるというお話を聞いております。

上田事務局長さんにおかれましては、入職以来ずっと長野市の市民の生活をサポートするという立場で、公職をお勤めいただきました。心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。そして、ご苦労さまでございました。なおかつ他部門に異動される方。それぞれ期間は短い、長いはありますが、農業委員会の活動の発展のために御尽力いただいたことを、心から御礼を申し上げます。

なお、同日付で新しい職員の受け入れが決まっております。またあらためてこれにつきましてはお話があらうかというふうに思いますけれども、その段階でまた御紹介をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

今日は農地法及び経基法の内容、結構ボリュームあります。それから今日は法人さんの面接も1件ございます。非常に長い時間になっておりますけれども、真摯なご議論をお願いをして、簡単でございますけれども開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、上田事務局長より挨拶をお願いします。

上田事務局長

本日はご多用の中、委員の皆さまには、第14回の長野市農業委員会総会にご出席を賜りましてありがとうございます。本年度、最後の総会となりました。ただいま青木会長のご挨拶の中にもございましたが、令和5年度の事業実施に当たりまして、多大なる御尽力を賜り誠にありがとうございました。地域計画目標地図素案づくりといった初年度ということで、各地区の話し合いの中の活動。また、新年度予算につきましては、本年度からタブレット端末を利用しました農地パトロール。こういった形で新たな手法の中で、委員さんに御尽力を賜りましたが、新年度につきましては新たにタブレット25台、予算化しております。各委員さん

にそれぞれ1台ずつご利用できるような体制で、新年度を迎えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私からは会長からのご紹介をいただきましたが、4月1日付の農業委員会事務局の人事異動につきましてお話をさせていただきます。4月1日付の農業委員会事務局の人事異動でございますけれども、内部昇格者を含めまして、転出者4名、転入者6名の異動でございます。今総会の終了後に転出者、および転入者につきましては、ご紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、私ごとではございますが、この3月末日をもちまして退職をすることとなりました。この総会が最後の挨拶となります。青木会長をはじめ、農業委員の皆さまには大変お世話になりました。この1年間、有意義に充実した日々を過ごさせていただきました。皆さまのご支援、ご協力に感謝を申し上げるところでございます。委員各位におかれましては、健康に十分、留意をさせていただきまして、ますますご活躍をご期待申し上げるとともに、さらに長野市農業委員会の発展をお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

本日ご審議を賜ります案件につきましては、農地法関係の議案及び報告事項が11件、その他の業務に関わる事項が5件でございます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

ただいまご指名いただきましたので、これより議長を勤めさせていただきます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号5番 久保田清隆委員及び議席番号6番 野池久両委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己、または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。本日の議案案件に関しましては、議案第131号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第134号 非農地決定について、お手元に配

布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。この別紙1以外の中で当事者、または関係者となっておられる方はございますか。よろしいですかね。

【該当者なし】

議 長 なしと認めます。それでは、別紙1の内容を前提に議事を進めていきますので、よろしく願いいたします。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いします。

熊 井 主 幹 事務局、熊井です。はじめに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りをいたしました資料及び皆さまに事前にお届けをいたしまして本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙の総会資料一覧確認票のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。

なお、訂正についてでございますけれども、別紙の訂正票のとおり農業経営基盤強化促進法関係議案に訂正がございます。この内容につきまして、詳細については議案の説明の際に農業政策課のほうから行いたいと思いますので、ご了承をお願いしたいと思います。議案の訂正等につきましては以上です。

議 長 本日は農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案の説明及び審議の流れについて説明をお願いします。

熊 井 主 幹 それでは、農家創設法人参入案件につきましてご説明をさせていただきます。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはございませんけれども、法人の関係者から事情徴収を事前に行うものでございます。別冊1 議案第131号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての60ページ、51番の株式会社●●、ございます。

法人は農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農家参入するものでございます。既に地区調査会に出席をいただいて、営農計画の説明をしていただいておりますけれども、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会におきましても営農計画の説明をお聞きするところでお越しをいただいております。

ここで審議の流れについて説明をさせていただきます。まず関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いいたします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席をいただいてから、通常 of 審議を行いますので、よろしく願いをしたいと思います。

- 思います。審議の流れにつきましては以上でございます。
- 議 長 　ただいま事務局から、議案と審議の流れにつきまして説明がありました。それでは、担当の西部地区調査会長さんから、株式会社●●の営農計画についての調査結果等の説明をお願いします。資料は別冊1 経基法議案第131号の60ページ、51番。それから124ページの5番及び別冊2の営農計画等の関係資料になります。それでは西部地区調査会長さん、よろしくをお願いします。
- 和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。先日、聞き取り調査を行いまして、会社で雇用関係について農家の高齢化等、荒れた農地の解消、そういうことを目的に、花豆の栽培をまず行いたいということで、今回、お借りする農地の地主さんから、その栽培方法等を聞いて行いたいということで、前向きな姿勢でもありましたし、農業に対する熱意も感じられましたので、農業法人として認めることに支障はないということの結論に達しました。以上です。
- 議 長 　ありがとうございました。それでは法人から聞き取り調査を行います。株式会社●●の関係者にご入室をお願いいたします。
- 議 長 　【法人担当者入室】
- 議 長 　ご苦労さまでございます。私は長野市農業委員会の会長の青木保でございます。本会議の進行を勤めさせていただきますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。
- 法 人 担 当 者 　お願いします。
- 議 長 　本日は遠路ご苦労さまでございます。限りのある時間ではございますけれども、有意な意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
- 法 人 担 当 者 　それでは早速でございますけれども、まず、●●さんの自己紹介、それから引き続き、営農計画等々、ご提出いただいた資料に基づいて、まずご説明をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。着座で結構でございます。
- 法 人 担 当 者 　こんにちは。私、株式会社●●と申しまして、不動産業を営んでおります。創立してまだ4年なんですけれども、それまではずっと地元の不動産会社に長年、勤めさせていただきまして、独立させていただいて現在に至っております。
- 法 人 担 当 者 　それで、この度、農業をやりたいなというふうに思いまして、そのきっかけとしましては、ゴルフ仲間である農家の方、親しい方がいるんですけれども、花豆ちょっと良いけど、ちょっと●●さん、やらないかということをお願いしていた中で、少しずつ興味を持ち始めて。いろんな人に聞いてみたら、私の妻や妻のお母さんとか、いろんなその他、友達とかに聞いてみたら、みんな好きだと。最近あまり売ってないから口にしないけども、昔よく食べて、非常にあれば欲しいということをお願いしていたので。今、

どこで売っているのかなと思いながら、市場調査ではないんですけども、見て回ったところが地元のスーパー、ツルヤとかですね。それから道の駅とかにはちょこちょこあります。ただ、数が少ないものですから、あれば、すぐなくなりという状況を見させていただいて、調べる中でかなり興味を持ちだして、今回やってみたいなということに至りました。

自己紹介の続きなのですけれども、もともと私、若いときはサッカーっていうスポーツをずっとやっていまして。高校、大学、それから社会人とやらさせていただいて。当時はプロがなかったもんですから、実業団、鹿島アントラーズの前身の、当時は住友金属なんですけど、そちらのほうでしばらくプレーさせていただいた。ただ、プロがないと非常に目的がなかなかちょっと見当たらない、見失うっていうか、そういう状況だったものですから、辞めた後、長野に来て、不動産業に勤めさせていただいて、現在に至るという流れでございます。

そういう中でも、やはり一番、今までつらかったとき、良かったときとか、話はちょっと手短にしたいと思うんですけども、スポーツをずっとやり続けた中で、もうスポーツはやめようと思ったときに、次、じゃあ、自分は何ができるんだっていうその切り替えが非常に難しかったっていうのが一番、自分の中でありました。

そういう中でも今回、農業をやることによって、もし地元の、今はかなり長野県も、プロサッカーとかバスケットとか、いろんなプロのスポーツを作って、それで地元で応援しているっていう状況ありますので、そういったスポーツ選手にも、もし手助けでってことではないんですけども、そういう目的を持てるようなものになればなということも、ふと考えた次第でございます。以上が自己紹介になります。

続きまして、営農計画書に入ります。こちらにありますように、重複になりますが、現在、不動産業を営んでおります。農業をやろうと思ったもんですから、それで会社の定款にも加えさせていただいて、それで正式に農業委員会さんのほうに農業の申請をさせていただきました。

目的として、その理由は二つございまして、一つ目は自分の妻や、それから妻の弟たちが定年を迎えるという状況がございまして。今、定年が大体60なので、結局、年金が65までもらえないという状況で、その5年間をどうやって埋めるということもありましたんで、その雇用解消として農業をやってみたいという思いがありました。

二つ目につきましては農業の高齢化、それから後継者不足によ

る荒れた農地の有効利用を、何とか活性化できればすごくいいなというふうに考えました。特に花豆につきましては、標高が800メートルから1,050メートルくらいが適しているということを知りました。ただ、先日、隣の会議室で地元の方にも説明してもらったので、地元の農家の方もいらっしゃったので。うちは花豆、去年は暑くてできなかったとか、そういう方もいらっしゃいました。ただ、今回、私が借りる予定のところにつきましては、農業政策課さんから紹介いただいたので、早速、現地に行った中で、所有者の方も農作業をやっていたので、3回ほど現地でいろいろ打ち合わせさせてもらう中で、この畑については結構、歩留まりが良かったというお話を聞いたものですから、じゃあ、ぜひやってみたいなど。ただ、これも天候によりけりなんですけれども、当然、相手が自然なので、駄目なときにはしょうがないという覚悟もございまして、そういう中ではすごく興味を持たせていただきました。そういうことがきっかけでございます。

それで農地の契約の労働人員につきましては、次のページになりますけれども、私と嫁と、それと、その弟の3名で行いたいと思っています。ただ、花豆に関しましては他の農作物と比較すれば、かなり最初の作付けは大変だと思うんですけど、トラクターでおこした後、アルミのこういうの。何ですか。輪っかみたいなのをどんどん並べていって、それから種を植えてという作業になるかと思うんですけど。あとは、管理が非常に楽だと。草刈りだけは、よくまめにしてほしいということ、所有者の方に言われたので、そういった打ち合わせはさせていただいたんですけど。ということを考えても、私は不動産をやりながら、忙しい時期は、私も当然、先頭、立ってやっていきたいなということで、忙しいときは、その3名で考えております。

それから資金計画につきましては、合計で70万。自分としては、不動産の売り上げを資金として持っていきたいと思っているので、実際に150万ぐらいまでは予算あればいいだろうというふうには考えています。

初年度につきましては、トラクターがまず絶対、必要だと思うんですけども、これについてはちょっと知り合いの土建屋さんにも農業やっているっていうんで、●●さん、貸してやるよっていうものですから、初年度はお借りさせてもらいながら、2年目からは自分で買って、中古のコンテナとか売ってますので、それを現地に置いて、農機具関係はそこにストックして、それで毎年、作業していきたいなというふうには考えています。

それから通勤に関しましては、先日もちょっと現地まで行ったんですけど、約35分ぐらいだと思います。距離にしたら15キロぐ

らいですね。交通手段につきましては、私は乗用車なんですけれども、嫁がミニバン乗っていますし、嫁の弟が軽トラック乗っているので、ケース・バイ・ケースで使い分けて、現地まで行って作業をしたいと思っています。

それから技術指導に関しましては、そのゴルフ仲間の農家の方がきっかけになりまして、中曽根地区で、その方は住所は浅川西条に住んでいる方なんですけど、花豆もやっているの、教えてあげるよということなので始めたいと思っています。ただ、借り入れ予定の農地の所有者の方と現地で先ほども申し上げたように、お会いさせて打ち合わせもしている中で、その方も現地で花豆を栽培しているの、俺の言うとおりにやればいいんじゃないかと。まねしてやれよということをお願いしたので。ですから、それはすごく心強いんで、できるだけその方の後をつきながら、見させていただいて、やっていきたいなというふうに考えています。

それから将来の方向性につきましては、借地の畑を増やして子どもや、実際、私の子どもは東京都から千葉に行って戻ってこないんですけど、甥っ子たちが長野に2人ばかりいますので、継がしていければなというふうに思っています。若い世代の老後の不安解消にもなればというふうに思っています。

多分、今は年金もらうには65歳なんですけど、恐らく何年か後には70までもらえないとか、多分そういうふうに、だんだんと財源の不足により、自分で何とか収入を得なきゃいけないと。本当は企業で定年退職70とかまで延ばしてくれればいいんですけど、なかなかそこまでは企業さんも利益、出さないといけないと思いますので、やはり自分で何とかそういうものを見つけていく時代なのかなと。そういう中で農地っていうのは、有効活用できないのかなとということを考えています。そのためには自分で、それを実現、それから人にまた勧めたりとかっていうことができるようにならなければ、何にも言えないんですけど、できるだけそういう存在になればなというふうに考えています。

次のページなんですけど、あとは、同じことが書いてありまして。その下の生産する作物につきましては花豆で、面積については今回、借りる予定が1,477㎡、約450坪弱ですね。収入につきましては、ちょっと私、分からないんで当てずっぽうで、270万って書いたんですけど、恐らく150万ぐらいになればいいのかなというふうには考えています。

なぜかといいますと、どうやって販売していくかにつきましては、今のところ、私の以前、だいぶ若いときですけど、長野に来て、食品会社にもいた経験がありまして。営業を担当していて、

いろんな東京とか大阪にも行ったことはありますけども、地元ではツルヤとかのほうも営業をかけたとか、いろんな営業をさせていただいたので、その経験上、ツルヤとか、それからやはり道の駅等々、あとは生協さんですね。そういったところに。原則、無農薬で栽培していきたいと思っています。なので、そういった意味ではすごくアピール度が強いのかなと。所有者に聞いても、その方も無農薬でやっている。無農薬にしても、歩留まり9割ぐらいとれるだろうと。そのくらい実際にとれているよってということなんで、だったら下手に農薬を使うんだったら、無農薬で栽培したほうが、かなりアピール度もありますし、非常に売りやすいのかなというふうに考えて営業活動をしていきたいと思っています。

産地とか、その企画につきましては、ほぼ進めさせていただいているんですけど、今現在、花豆のサンプルとかは植え付けする程度しか持っていないものですから、まだ販売活動ができていません。ですから、これは作付けした後に、営業活動をしていければなと思っています。自身としては、今年の秋に収穫になって、それ以降、乾燥させて、商品化して、そういったのを持ち込んでから営業活動をしていって、2年目からは本格的な販売活動ができればなというふうには考えています。以上でございます。

議

長 ご説明ありがとうございます。そうしましたら私も農業委員のほうから、ただいまのご説明に対して、いくつかご質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。なお既に、私どもの西部地区調査会で、多分ご出席されてご説明をされとると思います。若干、重複する質問が出るかと思いますが、ご容赦いただきたいというふうに思っています。まず私のほうから、ちょっと私、確認しますが、●●さん、お住まいは法人の事務所と同じでいいですか。

法人担当者

いえ、違います。同じ高田ですけど、自宅はマンションに住んでいまして、もっと七瀬寄りのほうに、●●っていうマンションがあつて。私が当時、不動産会社において、そこで作ったマンションなんですけど、そこに社員価格で買わさしていただいて住んでおります。

議

長 高田ですね。

法人担当者

はい。

議

長 分かりました。というのは、圃場と現在のお住まいがどこか、どのくらいの距離かということが、ちょっと気になったもので、まず住所を確認させていただきました。二つ目ですけども、今回の農業を始めるときに花豆と、それから農地という関係で、どちらが先に出たんですかね。花豆を作りたいから、農地が出たで、

そこで花豆になのか、その辺はどうなんでしょうか。

法人担当者 花豆です。

議 長 花豆が先に出たのね？

法人担当者 そうです。

議 長 ということは、花豆にもものすごい愛着というか、非常に熱心になる理由もあるんですかね。

法人担当者 はい。それも先ほど申し上げたようにゴルフ仲間の農家の方から、これからいぞというお話を聞いて、実際に食べておいしかったのと、それと保存が利くっていうこと。それと管理が楽だっといういろんな面で。それと一番は栽培のできる標高が限られちゃうんですけど、やはり今、遊んできている農地が増えてきているというのも、やってみる価値があるのかなっていうふうに考えたので、花豆が先です。

議 長 分かりました。いずれにいたしましても、ちょっと私も聞いたんですけど、去年は結構、不出来だと言っていました、高温で。ネットを見ましても結構、花豆、載っています。キロあたり大体6,000円くらいです、販売価格が。そうしますと、それなりの価格ではいるんですけども。実をいうと、私の家も父や母が結構、作っていました。難しいです、非常に。ですから、先ほどちょっとお話の中で、豆さえまきや何とかなるんじゃないかなというようなあれでしたら、ちょっと相当、悪戦苦闘するんじゃないかなと。相当、真剣にやってもらわないといかんというふうに、私自身体験していますので、ぜひ、元アスリートでも、こんなに立派な花豆ができたよというくらいに結果を出していただければありがたいというふうに思います。

法人担当者 すみません。それ、詳しいこと、また、いろんなことをお伺いしたいんですけど、やはり肥料の問題とか、あるいは、その標高、どの位置にあるかによっても違うわけですよ。

議 長 まず標高もありますけど、農業のやっぱり一番の大敵は草なんですよ。とにかく、だから、草取りをまずきちっとするというのが大原則なもんで。

法人担当者 結局、雑草があると栄養を吸い取られちゃう。

議 長 そうですよ。ましてや高田から見えない。大座法師池の近くじゃないですか。

法人担当者 ええ。

議 長 私らも地元で、とにかく目の前にあったから、しょっちゅう草刈り行ってたんです。相当、愛情とこまめにやらないと、思ったようなものをとれないよというのが、私の親の姿を見てそう思いました。取りあえずそういうことです。ちょっとすみません、時間もあれなんで他に、どなたかからご質問ございませんか。はい、

曾根代理。

曾根会長代理 ちょっと、聞きたいんですが、品種は何、作ります？

法人担当者 品種ですか。すみません。品種までは、ちょっと詳しくはまだ調べてないというか、そんなに品種あると思ってなかったもので。

曾根会長代理 通常はね。ベニバナインゲンね。高原豆っていうんですが、多分、その品種だと思うんですが。特にこの品種については、やはり先ほども会長のほうから言っていたんですけど、結構、難しい品種だと思います。それと、あと、無農薬でと言ったんですが、例えば、灰色かび病とか、あと、ウイルス病出た場合、どういふふうにするのか。それから、あと豆は特に支柱を立てて管理しないと、ただ植えばなしじゃ収穫できませんので、支柱は何本くらい予定しているのか。それだけちょっと、お聞きしたいんですけど。

法人担当者 もう一度、すみません。ちょっと聞き取りにくかったんで、何を何本くらいっていうところが。

曾根会長代理 枝、豆の支柱。

法人担当者 はい。今、ちょっと資料、持ってないんですけど、1メートル間隔で、それで置いていこうっていうふうには考えています。

曾根会長代理 立てていきますよね。支柱を。それを何本くらい、予定してます？

法人担当者 ですから、資料には何本かっていうのは書いたんですけど、ちょっと今、頭の中には、入ってないものですから、結構、相当な量になると思います。ですから、間隔は1メートル間隔で。

曾根会長代理 あと、収穫してから乾燥はどんなふうにやりますか。

法人担当者 乾燥は最初、実を切って、しばらく置いてから今度、持ち帰って、それで自分の会社の駐車場とか、あと、嫁の弟さんの自宅に庭がありますんで、そこでまめに干そうというふうには考えています。

曾根会長代理 ただ収穫は早い花と遅い花があるから、一斉収穫はできないと思いますんで、だから、よく研究してやっていただければいいかなと思います。

法人担当者 はい。

議 長 他の委員、どうですか。他にございますか。特にいいですかね。

いずれにしても●●さんね。せっかくいい農地と、いい目標の品種を選んだんで、ぜひ花豆の栽培モデルを作ってください。先ほど申しましたように、今、ネットで非常に注目されている豆であることは事実です。なもんで、その辺、われわれの期待も含めてご健闘をお祈りしたいというふうに思ってます。

法人担当者 ありがとうございます。ネット販売もかなり考えたんですけ

ど。Amazonとか楽天では非常に多いんですけど。ただ、送料の問題がありますので、当初はネット販売、一件一件に対応するのも大変なんで、できるだけ地元のスーパーを目標、優先順位、作って、営業をかけさせていただくかなというふうには思っています。自分たちが食べておいしいというのが一番、魅力がありますので、その点ではやはり、何とか育つように頑張っていきたいなと。知識がないものですから、まだまだ。それもいろいろ教えてもらいながら、やりながら学んでいかなきゃいけないなというふうには考えています。

議 長 できれば、●●さんの名前の入った袋の豆が直売所で売られているようなことも含めて期待したいと思います。

法人担当者 そうですね。余談ですけど、当初●●っていう名前も、ランドってのが英語で土地とか、不動産って意味なんですよね。それとドア、入り口。これをくっつけたのが●●なんですけど。でも、農業をやろうと思って、この名前の付け方がすごく良かったと。要するに、土地の入り口っていう意味になるので、大枠で考えれば。そういう意味では農地も土地に入りますから、そういう意味ですごく、名前はたまたまですけど、●●で良かったという状況です。

議 長 他の委員、特によろしいですかね。じゃあ、貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 内容につきましては理解しましたので、今後のご健闘をご期待申し上げますので、よろしく願いいたします。以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

法人担当者 ありがとうございます。

【法人担当者退室】

議 長 それでは、ただいまの案件につきましては、議案第131号及び第132号の中で審議を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。以降、説明は着座にて失礼をいたします。

本冊1ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から4ページの11番までの11件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が10件、使用貸借権案件が1件となります。1番、7番及び9番につきましては、10アール未満の案件でございます。

す。また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、許可することができない要件について確認をしたところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただいま事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、農家創設を含めてお願いをいたします。はじめに北部区調査会長から、1番から3番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。農地法3条案件1から3番まで3件あります。1番は10アール未満の小規模な畑でありますけれども、じゃがいも、きゅうりを作りたいということであります。2番、面積が22.91㎡と非常に少ない面積でありますけれども、これ、受人の方の畑が、この奥ですね。道路と既存の畑との間の土地を取得しないと、安全な侵入路が確保できないということで、耕作目的はあんずっていうことになっておりますが、取得したいというものです。

　それから3番ですが、こちら、なす、ピーマン他を作りたいという案件でございます。それぞれ許可要件に適合しておりますので、地区調査会では許可相当と判断されました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、4番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。4番につきましては、兄弟間の所有権移転事案でありまして、無償で譲与ということです。平柴地籍でりんごを栽培している受人が、将来にわたってりんご栽培を行っていく意思で畑を取得するもので、受人には後継者がおり、許可要件を満たしていますので、承認することに特に問題ないと認められます。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から5番及び6番をお願いいたします。

北村地区調査会長 　5番と6番であります。まず5番は既に弟さんと妹さんが耕作している農地であります。渡人は先を見て、もうお年を召しておりますので、弟のほうに贈与していきたいという案件であります。

　6番も同じような内容ですけれども、受人が甥っ子さんで、既に耕作をしております。その農地を所有権移転で整理をしていきたいということでありまして、いずれも許可要件に適合しておりますので、問題ないというふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、7番及び8番をお願いい

たします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。3ページ、7番の案件ですね。この案件につきましては、篠ノ井塩崎で10アール未満の所有権移転という案件です。空き家も既に購入されておりまして、そこに隣接する農地を併せて購入するという案件でございます。特に問題なしと判断いたしました。

続きまして8番、使用貸借権ということで、大岡での設定でございます。以前から耕作されてはおり、今後も継続されるということで、従って調査会では許可相当といたしました。この使用貸借権につきましては、私どもあまり耳慣れない案件内容なんですけれども、これは無償での農地の貸借ということになります。特に近隣の方とか親戚の方が、よく利用されるという案件でございます。調査の結果、調査会では許可相当といたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から9番から11番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず9番ですが、受人、●●さんは東京にお住まいなんです、この度、長野へ戻りたいということで、渡人の自宅を購入されて、そこへ転入されるということです。自宅とともに農地も併せて購入されたということで、面積的には農家創設には至りませんが、今回ご自身で野菜等を栽培される予定ということでございます。

10番につきましては、この当該地が非常に細長い敷地で、ここ何年か草刈りの管理はされていたけれども、耕作がなされていなかったと。ちょっと土地の形状も特殊ってということで、なかなか買い手も借り手もなかったという中で、今回、不動産事業者が仲介で受人が所有されることになったという案件です。受人はかなり年齢が高いんですけれども、息子さんもこれを耕作されたいということで、葉物とか野菜類を栽培していく予定というものでございます。

11番につきましては、これもしばらく当該地、耕作はされていなかった土地ということですが、灌水施設もある使い勝手のいい農地ということで、やはりこれも不動産業者の方の仲介で受人が取得されたと。受人も他に事業をされているということなんですけれども、息子さんのほうも農業に意欲を示されているというようなことで、やはり根菜とか、山菜等を栽培していく予定というものでございます。いずれも許可相当と判断いたしましたものでございます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 特にないようでございます。それでは採決に入ります。議案第126号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第126号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第127号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第127号 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思ます。番号1番から6ページの4番までの4件でございます。

1番は庭を設置する転用案件で、面積は151㎡。備考段に農振除外と記載がありますとおり令和6年3月4日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。

2番は現在、稼働中の営農型太陽光発電施設の一時転用期間が、令和6年4月22日をもって終了することから、事業継続に当たり更新するものでございます。一時転用の期間は、許可の日から3年間としておりまして、下部農地の栽培作物はわらびでございます。また備考欄に機構意見とありますとおり、常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえまして、長野県で許可・不許可の判定を行う案件となります。

3番及び4番につきましては、駐車場を設置する案件でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、特に問題はないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに、北部地区調査会長から、1番及び2番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、申請人の住所の隣接地にある土地でありまして、この申請人の住所には、昭和63年に住宅新築をしたんですが、その隣接地の自己所有地の筆界が分からずに、隣の土地まで含めて庭の敷地にしてしまったというものでありまして、追認案件であります。農振除外は済んでおりまして、周辺農地に与える影響は少ないと思われるため、許可妥当と判断されました。

それから2番ですが、面積5,149㎡のうち、17㎡ということであ

りますが、太陽光発電の支柱の面積がこの面積ということで、転用面積がそういう扱いになるそうでございますが、先ほどの説明のとおり平成23年の初期導入でありましたけれども、過去2回、更新が行われまして、今回が3回目の更新申請ということになっております。わらびを栽培されておりまして、これにつきましては指導機関である長野地域振興局林務課のほうの指導を得ながら、収穫物の増加に取り組むとともに肥培管理、肥料等も指導に従って行われておりますので、問題ないということで、許可妥当と判断されました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番をお願いします。

北村地区調査会長 番号3番は、申請人の自宅の駐車場です。これが手狭なために、自分の近隣農地の一部を、駐車場として転用し、それ以外の部分は引き続き耕作をするという案件であります。周りはもう既に宅地になっておりまして、営農条件そのものに支障っていうものはありませんので、許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から4番についてお願いします。

小林地区調査会長 6ページの4番です。こちらの案件は、篠ノ井二ツ柳で市街化調整区域ですけれど、畑を駐車場への地目変更の申請であります。こちらはアパート経営されておりまして、駐車場が手狭になってきたということで、また転回スペースも確保したいということで申請されたところでございます。こちらは市街化調整区域で、周りにも農家がないわけですけれども、特に問題ないと判断いたしました。なおかつ10年ほど前になるんですけれども、許可なく、このアパートの近くなんですけれども、造成して駐車場を作っているということで、これが発覚いたしまして、顛末書を沿えて申請になっております。詳細な境界確定図等、添付されております。従いまして、許可相当といたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局説明、並びに各区調査会長からの報告について発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それではご意見がないようですので、採決に入ります。議案第127号について許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成を確認いたしました。よって議案第127号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第128号 農地法第5条の規定による許可申請

についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第128号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思ます。番号1番から、9ページの7番までの7件でございます。

1番につきましては駐車場及び通路を設置する転用案件で、備考欄に農振除外と記載がありますとおり、令和6年3月4日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。2番は駐車場及び資材置き場を設置する案件です。3番は資材置き場として使用する一時転用案件で、許可の日から令和7年3月20日までとしております。また本件は、この後、説明をさせていただきますけれども、議案第129号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請と関連のあるものでございます。4番は住宅敷地を設置する転用案件です。5番は住宅を建築する転用案件です。6番は農家住宅を建築する転用案件でございます。7番は、農家分家住宅を設置する転用案件で、備考欄に開発許可と記載がありますとおり、この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められております。開発許可の申請を市の建築指導課の受付しており、許可見込みのあるものでございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題はないと判断をいたしましたところでございます。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に達しておりました農地法第5条の8件のうち、7件につきましては許可済みとなっております。開発許可が必要な1件につきましては、まだ許可証が届いておりませんが、特段、指摘がないことから近々、許可の見込みでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに、北部地区調査会長から1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、受人がこの申請の農地の隣接地にあります既存宅地を購入したいということが第1の理由であります。その宅地が市道に接していないことから、市道に接するために、この土地を取得したいというものであります。通路及び駐車場として利用したいということであります。周辺農地に与える影響は少ないと思われまますので、許可妥当と判断されました。以上です。

議長 続きまして、中部地区調査会長から、2番についてお願いしま

す。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。番号2番なんですけども、既存の資材置き場と駐車場を拡張する案件になります。事業計画書を実際に検討いたしまして、そこには水路をきちっと清掃をしますと。泥上げ場の草刈りはやりますと。近隣の住民対応も、きちっとやりますというふうになっておりまして、現場を確認したところトレーラーの出入りの際に、農業用の車両に十分、注意する必要があるなということと、近くにりんごの畑があるんですが、その消毒がかからないように自分で対応するということを追加で申請しまして、確認をできましたので、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議長 長 続きまして、南部地区調査会長から3番及び4番、お願いします。

小林地区調査会長 3番につきましては、こちら、先月も資材置き場ということであがっている案件の近隣なんですけれども、篠ノ井塩崎での賃貸借権での案件でございます。こちら、現在は塩崎から稲荷山間の浄水課の施設工事用の資材置き場ということで申請をされております。来年度末までの申請期間ということで、前回、申請された資材置き場では足りないということで、さらに追加で申請をされたものでございます。特に問題なく許可相当といたしました。

続きまして、4番ですね。次の8ページになります。これは信更町での所有権移転の案件です。譲受人が以前より住んでいた住宅及び畑地なんですけれども、今回、譲渡契約がまとまりまして、その敷地の中に、農地が存在しておったということで、今回、転用申請がされたわけでございます。調査会では何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして、東部地区調査会長から5番から7番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。5番については所有権移転の案件です。受人は昭和50年代に住宅を建築して、その敷地の土地の形状から隣接の畑地にかかっていることが今まで確認できなかったと。この度、売買の話など出た中で越境が確認されて、今回、あらためて手続きをされるということで、追認の案件であります。渡人、受人も、本家、分家の関係、間柄ということで、本家の土地を分筆して宅地とするものです。今回、分筆した土地も農地ではあるんですけれども、現況は農地ではないということで、何かあればまた手続きの対象になってくるものだと思われま

す。6については使用貸借の案件ですが、こちらが農家住宅を建築するという中で転用です。借受人は以前に農家創設を行ってお

りまして、今回その土地の一部に農家住宅を建築するものであります。父親から譲り受けた農地ということで、会社勤めをしながら兼業で隣接の農地のほう耕作を行っていく予定だということです。

7番につきましては、使用貸借の案件です。農家分家住宅の建築ということで、渡人と借受人は親子関係であります。借受人は次男の方になります。家族からの近くに住んでほしいというような要請もある中で、今回、分家住宅を建設するものであります。長男の方は現在、こちらを離れているんですけども、将来的にはこのお宅のほうを継承されるというような予定でいらっしゃるということで、周辺の影響もないということです。ということで、いずれも許可相当と判断をしたものでございます。

議 長 ありがとうございます。農地法第5条7件でございましたけれども、ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にないようですけども、よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第128号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よって議案第128号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第129号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第129号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明を申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。

番号1番の1件でございます。1番は7ページの3番と関係案件で、資材置き場として使用するため先月、2月28日開催の第13回総会において許可相当と決定いただき、3月11日付で許可となった案件でございます。変更内容及び理由でございますけれども、表一番、右の欄に記載のありますとおり変更前、2筆で830㎡ありましたものを、3筆、1,488㎡と変更したものでございます。県発注の水道管の敷設替工事を行うに当たり、現地の詳細を調査したところ道路の汚損防止や埋設してあった資材の水分を取り除くために工事現場に隣接用地が必要となり、追加するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、番号1番につきまして、南部地区調査会長から検討

結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

小林地区調査会長 11ページの1番です。こちらにつきましては、先ほどの128号で申請がありまして。許可相当と判定した案件のことですけれど、変更内容、先ほどのご説明ありましたが先月の申請、並びに今月、申請ありました追加申請の件ということで、特に問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、並びに地区調査会長の報告についてご発言のある方は挙手を求めます。いかがですか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第129号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第129号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第130号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より事案の説明をお願いします。

熊井主幹 議案第130号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきましてご説明を申し上げます。13ページをご覧くださいと思います。この制度を利用して税務署に申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。また特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることとございます。申請地につきましては松岡二丁目●●で、相続人は●●さん、他2名とございます。また3人は兄弟とございます。特例適用農地につきましては、一筆面積は638㎡で、内容は記載のとおりです。3人がおよそ3分の1の権利、面積で相続するものとございます。今月は3件につきまして適格者であるかをご決定いただくものとございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明をいただきました。それでは地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた報告をお願いいたします。北部地区調査会長からよろしく願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件につきましては、相続財産の発生に伴って相続権者3人が、それぞれ同面積について相続税の納税猶予を受けたいという適格証明を求めているものとございます。2番、3番に書かれてある方、お二人が被相続人との同居とございました。それで1番は千曲市ということで別居ということですが、現在、水田でありまして、引き続き農業経営が行われるものと判断いたしまして、調査会では妥当と判断いたしました。以上

です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明につきましてご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議長 質問等ございませんので、採決に入ります。議案第130号について賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第130号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第131号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 相澤主事 農業政策課の相澤と申します。議案第131号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

はじめに、議案のページについて説明申し上げます。本日、お手元に第14回総会議案訂正票（農業経営基盤強化促進法関連総会用）と書かれたA4、1枚の用紙と、もう1枚、両面刷りの差し替え分をお配りしております。訂正票の上からご説明いたします。

はじめに、別冊1の1ページと、本日お配りしました差し替えの資料をご覧ください。こちらにつきましては、これからご説明する2件の取り下げに伴いまして、面積、人数等の集計数値に修正が生じたため、1ページ、2ページ目の差し替えを行いました。

次に、別冊1の12ページをご覧ください。12ページ、所有権移転関係の番号28番、渡人、●●さん、受人、●●さんにつきまして、右側の備考欄の受人の年齢が、90歳ではなく89歳に訂正をいたします。

次に36ページをご覧ください。36ページは利用権設定関係10年以上の賃貸借になりまして、番号30番、渡人、●●さん、受人、●●さんですが、相対での利用権設定の更新はせずに、農地中間管理事業での貸し借り移行を行うため取り下げを行いました。

次に82ページをご覧ください。82ページは農地中間管理事業の賃貸借ですが、番号の115番、116番、渡人が●●さん、受ける方が●●さんですが、渡人の●●さんがこの度、亡くなってしまったため取り下げといたします。

続きまして、126ページをご覧ください。126ページは機構配分の意見聴取になりますが、番号9番、●●さんが権利設定をする農地の面積記載に訂正がございます。上から3番目、若穂綿内●●の畑、40㎡と記載されておりますが、正しくは40㎡を310㎡のうち40㎡と記載を訂正させていただきます。

同じくその下、若穂綿内●●の畑、660㎡と記載しておりますが、正しくは1,170㎡のうち660㎡と訂正をさせていただきます。

同様に129ページの機構配分決定につきましても、さきほどご説明いたしました●●さんがこちらに載っております、番号11番になります。若穂綿内●●の40㎡を310㎡のうち40㎡、若穂綿内-●●、660㎡と記載されているところを、1,170㎡に訂正をさせていただきます。訂正は以上となります。ここまで何かご質問等がございますでしょうか。

議長 修正内容、多岐にわたりますけれども、よろしいですか。それではまた続けてください。

農業政策課 相澤主事 それでは、農業経営基盤強化促進法等の議案説明に入ります。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより農業委員会の決定をへて、農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。3、利用権を設定する土地について、関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは本日お配りしました差し替え資料の2ページ目をご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は総件数324件、総面積は341,160.39㎡でございます。ページを戻りまして、1ページをご覧ください。賃借・使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数値は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は139名、利用権を設定する方は216名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますようよろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。まず、1の所有権移転の案件につきましては、順次、各地区調査会長からご報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決に入ります。次に利用権設定ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権については一括ご報告をいただきます。6の農地中間管理事業（賃借権）及び7の農地中間管理事業（使用貸借）につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですから、農業政策課からの説明に移させていただきます。

ます。

また、お手元の冒頭お配りしましたように、この案件では委員に関係する案件が、いつも以上に多いです。恐縮ですけれども、関係する委員につきましては退席いただき、審査から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、別紙1の表の中4番、渡邊美佐委員は本日、欠席しておりますので、関係する案件は通常どおり進行してまいります。

それでははじめに1の所有権移転関係の、1番から32番についてを各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに、北部地区調査会長から、1番から10番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番から10番、それぞれ経基法の要件を満たしており、問題ないと判断されました。以上です。

議長 長 続きまして、西部地区調査会長から11番から13番、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。1番から13番、11番につきましては、信濃町で農業を行っている方の所有権移転。それから12番、13番は交換事案ということで、それぞれ問題がないというふうに判断しました。以上です。

議長 長 続きまして、中部地区調査会長から14番から17番、お願いいたします。

北村地区調査会長 いずれも受人がきちっと耕作を継続するというのであります。原案どおり決定することで問題ないというふうに判断をいたしました。以上です。

議長 長 それでは続きまして、南部地区調査会長から18番から23番についてお願いします。

小林地区調査会長 18番、19番、20番。こちら、いずれも篠ノ井塩崎での所有権移転の案件でございます。調査会で慎重に審議した結果、問題なしということで許可相当といたしました。

続きまして21番。こちら篠ノ井の東福寺というところでの所有権移転でございます。こちらの●●さん、だいぶ高齢ということで、受人が松代の●●さんですけれども、特に問題ないと。許可相当といたしました。

22番につきましては、信更町の赤田というところでございます。22、23につきましては、それぞれ現在、さかんに栽培されている、水稻ですけれども、栽培されている方がそれぞれ受けていただいたということでございます。

23番につきましては、さらに受人有ります●●さんですけれども、こちらは先ほど受けた●●さんもこの関係で、この●●さんがお手伝いするような形で、また所有権を移転するということ

のようでございます。以上です。特に水稻につきましては、さかんに栽培されている方たちでございますので、特に問題なしと判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から24番から32番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。24から32番ですが、これらのそれぞれの内容が、農地譲渡により大規模な農地を取得して、規模拡大を図る。あるいは、公共事業によって提供した代替地として取得された。あるいは、従前から耕作を行っていた耕作地について、今回、所有権移転をもらった。また耕作が困難で、さらに耕作ができていなかったところを、若手の大規模の耕作をされている方が、今回、受け持ったというふうな案件です。ということで、いずれも許可相当と判断をしたものであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明をさせていただきましたとおり、委員が関係する別紙1、表中1番を除いた利用権設定関係について質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課の説明及びただいまの地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よって、所有権移転関係についてのみ可決いたしました。

続きまして、2から5の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告及び農家創設を含めてお願いをいたします。ちなみに、利用権設定関係につきましては6年未満賃借権が27件。6年から10年未満賃借権が1件。10年以上の賃借権が32件。使用賃借権が11件ございます。それでははじめに、北部地区調査会長から、検討結果をお願いいたします。

善財地区調査会長 2番から、5番の？

議 長 それで結構です。

善財地区調査会長 2番から5番までということで、非常に案件が多いわけですが、この中には農家創設案件が3件ありまして、全て地区調査会で出席をいただき、あるいは、都合が悪い方については別の日に面談をして、確認をしてある案件が含まれております。それぞれ要件に適合しているということで、問題なしというふうにいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。中身、いろいろあるんですけども、多くは高齢で農業ができないということで、近隣の方が引き続き農業を行っていただくという事案。それから農家創設、先ほどの事案他、もう1件あるんですけども、いずれも営農計画がしっかりしてまして、いずれも承認することに問題がないということに認められました。よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区、北村でございます。中部地区の案件は原案どおり決定するというので問題はありません。ただ1点、40ページの7番だけちょっとお目通しいただきますと、これが農家創設であります。この項と、それから中間管理機構のまた使用貸借権にも同じ方で出てこられるんですけども、受人ですね。調査会に出席いただいて営農計画書を説明いただいて。会社を早期に退職して農業に専念するというので、思いも確認できましたので、問題はないというふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。利用権設定の関係。まず20ページの16番、続きまして17番、18、19、20、21番、22番までですね。こちら更新ということでございます。従いまして、許可要件、十分、満足しているということで許可相当といたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。利用権設定の6年から使用貸借権まで、相当数ございます。この中で多くが、川田の土地改良区が絡んだもので、今まで口頭で貸し借り、行っていたものを土地改良区の改善推進ということの中で、正式に書類手続きが行われた案件が含まれます。また、従前から耕作を行っていた耕地について、あらためて正式に手続きを進めたという案件も複数ございます。

あと、36ページの30番については、中間管理事業で行うということで、取り下げということで説明があったものでございます。その他、更新の案件ということで、調査会においては特に異議はございませんでした。

議 長 ありがとうございます。6番と7番の農地中間管理事業につきましては、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。委員が関係する別紙1、表中2番から6番までを除いた利用権設定関係について質疑採決を行います。それでは農業政策課の説明及び地区調査会の会長からの報告についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

- 議 長 【質疑なし】
 長 それでは採決に入ります。委員が関係する別紙1を除いた利用
 権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙
 手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
 長 全員の賛成を確認いたしました。
 続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案
 件について、質疑採決を行います。はじめに、別紙1の表中の1
 番及び3番、経基法議案別冊1の13ページ31番、33ページ20番、
 及び21番、35ページの26番、及び27番、36ページの28番は、●●
 委員が関係する案件でございますので、●●委員の退室をお願い
 いたします。
- 議 長 【●●委員退室】
 長 それでは、ただいまご説明をいたしました案件につきまして、
 ご発言のある方の挙手を求めます。これはいいですかね。
- 議 長 【質疑なし】
 長 それでは質問がございませんので採決に入ります。当案件につ
 いて原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室をお願いいた
 します。
- 議 長 【●●委員入室】
 長 続きまして別紙1、表1の2番。経基法議案、別冊1の24ペー
 ジ27番は、●●委員が関係をしておりますので、●●委員の退席
 を求めます。
- 議 長 【●●委員退室】
 長 それでは、当案件についてご発言のある方の挙手を求めます。
 これもいいですかね。
- 議 長 【質疑なし】
 長 質疑はございませんので採決に入ります。当案件について原案
 のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可し
 ます。
- 議 長 【●●委員入室】
 長 それでは続きまして別紙1、表中5番、経基法議案、別冊1の
 65ページ、64番は、●●委員が関係しておりますので退席を求め
 ます。
- 議 長 【●●委員退室】
 長 それでは当案件につきましてご発言のある方の挙手を求めま

す。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。当案件につきまして原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成を確認いたしました。●●委員の入室を求めます。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、別紙1、表中6番、経基法議案の別冊1の109ページ、34番は●●委員が関係しておりますので退室を求めます。

【●●委員退室】

議 長 それでは当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 質疑はございませんので採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 ありがとうございます。以上で議案第131号については全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第132号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてお願いいたします。農業政策課から説明をお願いします。

農 業 政 策 課 議案第132号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
相 澤 主 事 3項の規定による農用地利用集積等促進計画機構配分の意見聴取についてご説明いたします。機構の配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは別冊1の122ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は9名で、賃貸借と使用貸借権で32,175㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。123ページをご覧ください。

番号1の●●さんは、野菜全般の栽培で下駒沢地区において農家創設をする方になります。番号2の●●さんは、ぶどうの栽培で若槻東条地区において農家創設をする方になります。番号3の

●●さんは野菜全般の栽培で、田子地区において農家創設をする方になります。番号4の●●さんは、いちごの栽培で赤沼、上ケ屋地区において農家創設をする方になります。番号5の株式会社●●は、野菜全般（花豆）の栽培で、上ケ屋地区において農家創設をする方になります。番号6の●●さんは花卉全般の栽培で、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井石川地区において農家創設をする方になります。次の125ページ、ご覧ください。番号7の●●さんはぶどうの栽培で篠ノ井東福寺地区において農家創設をする方になります。番号8の●●さんは、桃の栽培で川中島町今井、篠ノ井岡田地区において農家創設をする方になります。番号9の●●さんはぶどうの栽培で若穂綿内地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま農業政策課から説明がございました。それでは地区調査会長から検討結果について農家創設含めて意見等の報告をお願いいたします。北部地区調査会長から、1番から3番及び4番の一部の管轄部分についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番、2番、3番及び4番の管轄部分、赤沼地籍につきまして事務局説明のとおり問題ありません。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から、4番の一部管轄部分及び5番についてお願いします。

和田地区調査会長 4番の上ケ屋、●●さん、いちご栽培ということで農家創設なんですけども、計画がしっかりしており問題がないというふうに判断されます。5番は先ほど皆さん、聞いていただいた農家創設、●●さんで花豆の栽培ということで問題ないというふうに判断しました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、8番についてお願いします。

北村地区調査会長 8番であります。先ほど触れました農家創設の案件でありまして、桃を栽培するということでもあります。問題ないというふうに判断いたしました。

議 長 それでは続きまして、南部地区調査会長から6番及び7番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。6番につきましては農家創設。当日、調査会にお越しいただきましてお話、経営計画等お聞きいたしました。その中におきまして、篠ノ井二ツ柳での農家創設ということでありまして、こちら、トルコキキョウとか、アスターとか、そういった花の栽培をされるという方でございます。きちんと事業計画と説明を受けました。特に問題ないということでもあります。

従いまして、許可相当ではないかというふうに判断いたしました。

続きまして7番ですけれども、こちらの方も、31歳と非常に若い方です。先ほどの方も40歳ということで、非常にこれから将来性のある方かなと思います。こちらの方は東福寺地区でぶどう栽培するという方です。こちらのお仲間がご近所におられまして、非常に楽しく協力していただきながら、これから農業をやっていくという方でございます。こちらも特に問題なしということでございます。

南部地区の関係は以上でございます。

議長 長 それでは、最後に東部地区調査会長から、9番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。●●さんですが、農業経験が全くない中、果樹農家になりたいということで、東京から長野の綿内に越してこられたという方です。2年間の里親研修をへて今回、独立されるという農家創設者の方です。調査会の中では当初の資金計画の中でも、かなり国の支援金等、大きな借財を抱えると経営が順調にいくまでには相当、真剣に取り組まないといけないのではないかというような激励を兼ねて申し上げたというか、そういった意見がございました。また、農協の部会等へも加入して、いろいろ地域の情報も常に把握して、良いブドウ栽培、果樹栽培を行ってほしいというようなことで、東部調査会の中での意見がございました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議長 長 特によろしいですか。ないようでございますので採決に入ります。議案第132号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第132号は原案のとおり決定いたしました。

もう一つだけやってしまいます。続きまして、議案第133号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 議長 議案第133号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてご説明いたします。本計画は既に農地中間管理機構が試

験者から借り受けている農地を担い手に貸し付ける計画になります。

それでは別冊1の127ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける人は14名で、賃貸借及び使用貸借により21,609㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。128ページをご覧ください。番号1番、●●さんが下駒沢地区で野菜全般を栽培する計画。番号2は●●さんが、大豆島地区で水稲を栽培する計画。番号3は●●さんが津野地区で水稲を栽培する計画。番号4は●●さんが津野地区でりんごを栽培する計画。番号5は●●さんが赤沼地区で水稲を栽培する計画。番号6は●●さんが、川中島町今里地区で桃を栽培する計画。番号7は●●さんが篠ノ井岡田地区で桃を栽培する計画。番号8は有限会社●●さんが松代町清野地区で野菜全般を栽培する計画。番号9は●●さんが松代町東寺尾地区で野菜全般を栽培する計画。番号10は●●さんが松代町柴地区で野菜全般を栽培する計画。番号11は●●さんが若穂綿内地区でぶどうを栽培する計画。番号12は●●さんが若穂川田地区で野菜全般を栽培する計画。番号13番は●●さんが、若穂保科地区で野菜全般を栽培する計画。番号14は●●さんが若穂保科地区でぶどうを栽培する計画。説明は以上でございます。ご決定いただけますようご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただいま農業政策課から説明がございました。それでは地区調査会長から検討結果について、農家創設も含めて意見等の報告をお願いします。はじめに、北部地区調査会長から1番から5番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　　北部の善財です。1番から5番、それぞれ、品目のとおりいろいろありますけれども、それぞれ重点的に栽培している農家でありまして、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から6番についてお願いします。

北村地区調査会長 　　6番を説明いたします。この農地なんですけれども、これまで大手の農家がやってきたんですが、大型の機械が進入するのに、ちょっと進入路の問題があるということで、それであるならば隣の借人の●●氏が借りたいという提案がありまして、双方で話し合って成り立ったものでありまして、権利の移転については問題ないというふうに判断しております。以上です。

議 長 　　続きまして、南部地区調査会長から7番、お願いいたします。

小林地区調査会長 　　7番。こちらは篠ノ井会の方ですね。実際には、篠ノ井岡田地区で桃を栽培するという方でございます。先ほども案件に挙がっておりますけれども、機構配分ということで特に問題ないということに判断いたしました。

- 議 長 続きます、東部地区調査会長から8番から14番、お願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。11番が先ほどの農家創設の案件、●●さんの案件になります。その他、8番から14番まで特に異議はなく、妥当と判断されたものでございます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第133号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第133号は原案のとおり決定いたしましたので、農用地利用集積等計画を定める農地中間管理機構に要請をいたします。
- これで、経基法関係がすべて終わりました。まだ農地法関係ありますけど、時間がだいぶ過ぎておりますので、ここで暫時休憩に入りたいと思います。この部屋の時計で、15時17分でございます。15時25分に再開したいと思いますので、一旦休憩に入ります。
- 【休憩】
- 議 長 それでは議事を再開いたします。続きます、議案第134号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 熊井主幹 議案第134号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法等議案本冊をご覧をいただきたいと思います。15ページをご覧ください。番号1番から28ページの391番まででございます。29ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定いただくものは、山林が110筆、面積が49,923.52㎡。原野が281筆、面積が134,342.10㎡。合計で391筆、184,265.62㎡でございます。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきましては、長谷部委員が関係しますけれども、この長谷部委員の部分を抜かして確認をしたいと思います。
- これを除いた内容についてご発言のある方の挙手を求めます。特にないですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それではないようでございますので採決に入ります。議案第134号について委員が関係する別紙1を除いた非農地決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】

- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。
- 続きまして、委員が議事に参与をすることができない別紙1の案件について次に採決を入ります。別紙1、下の表の1番、農地法議案本冊の21ページ、184番は長谷部孝委員が関係しておりますので退席を求めます。
- 【長谷部委員退室】
- 議 長 それでは当案件につきましてご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは質疑ありませんので、採決に入ります。当案件につきまして原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。長谷部委員の入室を求めます。
- 【長谷部委員入室】
- 議 長 以上で、議案第134号については全て原案のとおり決定をいたしました。
- 続きまして報告事項になります。報告第43号 農地法第4条の規定による届出について。報告第44号 農地法第5条の規定による届出についてを事務局より説明をお願いします。
- 熊井主幹 報告第43号 農地法第4条の規定による届出につきましてご報告申し上げます。31ページをご覧いただきたいと思います。番号100番から33ページの109番までの9件でございます。4条の届出となります。自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 続きまして、報告第44号 農地法第5条の規定による届出につきましてご報告を申し上げます。35ページをご覧いただきたいと思います。番号205番から41ページの226番までの22件でございます。5条の転用届出となりまして、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。内容につきましては記載のとおりですが、以上の報告案件2件につきましてご説明をいたしました。よろしくお願いをいたします。
- 議 長 ただいま事務局から報告第43号及び第44号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。
- 【質疑なし】

議 長 それでは質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

次にその他、農業委員会業務に係る事項について審議いたします。議案第135号 令和6年度事業計画についてを議題といたします。本件につきましては、事務局より各地区調査会での意見と検討状況を含めて議案の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。お手元にお配りしました議案第135号 令和6年度事業計画について、資料1をご覧くださいと思います。本件につきましては地区調査会で説明させていただきました。その結果、言葉じり等の修正をしましたが、基本的な部分の修正はありませんでした。従いまして、令和6年度の事業計画は案のとおり進めてまいりたいと思います。事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より説明がございました。令和6年度長野市農業委員会事業計画（案）でございます。委員各位からただいまの説明に対しまして、ご発言ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。調査会で説明を受け、それぞれ審議をしていると思いますので、十分、審議なされていると思いますけれども。

【質疑なし】

議 長 それでは質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第135号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できました。よって議案第135号は令和6年度事業計画については原案のとおり決定をいたしました。

次に、その他農業委員会業務に関わる事項について議案第136号 農業委員会合同研修についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 お手元にお配りしました議案第136号 農業委員会合同研修会について資料2をご覧くださいと思います。本件につきましても地区調査会で説明させていただきました。その結果、修正はありませんでした。従いまして、農業委員会合同研修会は案のとおり進めてまいりたいと思います。事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から令和6年度農業委員及び推進委員合同研修会の実施についての案をご提示いただきました。この内容につきまして皆さまのほうからご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 調査会でこれも議論されたと思いますので。それでは採決に入ります。議案第136号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第137号 管内視察研修についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

駒 村 係 長 事務局の駒村です。よろしくお願ひします。お手元にお配りしました議案第137号 管内視察研修について資料3をご覧ください。本件につきましても地区調査会で説明をさせていただきました。その結果、修正等はございませんでした。従いまして、管内視察研修は案のとおり進めてまいりたいと思います。事務局からは以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局から令和5年度管内視察研修についての案を説明いただきました。この内容につきまして、皆さまがたからご意見、ご質問ございますか。これは中部地区調査会のほうで現在、進めておりますけれども、特にご質問等々なければ、採決に入ります。いいですね。議案第137号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。では中部地区調査会長、大変ですけども、よろしくお願ひいたします。

次に、その他、議案第138号 農業委員会だよりの発行計画についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

曾 根 係 長 事務局の曾根です。議案第138号 令和6年度農業委員会だよりの発行計画についてのご説明をいたします。資料ナンバー4をご覧ください。農業委員会だよりは農業委員会活動を市民に広く知ってもらおうとともに、その活動に対してご協力いただけるよう広報ながのの折り込みとして年2回、全戸に配布しています。令和6年度も例年どおり9月と3月に発行します。

記事内容は農業委員会の必須事務である農地等の利用の最適化に焦点を当てたものとし、9月発行の第98号では農地パトロール、農地利用状況調査について、3月発行の第99号では農地の賃借料情報や、委員会事業報告などを掲載することを予定しています。新規就農者も地区調査会ごとの持ち回りで、引き続き順番に紹介していきたいと思います。また昨年度までと同様、役員をだより編集委員会の委員とし、編集会議は役員会終了後に開催することを案といたします。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま令和6年度の農業委員会だよりの発行計画についてのご提案をいただきました。これにつきまして皆さまがたからご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは確認のために、このだよりの計画について採決、入りたいと思います。議案第138号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できました。よって議案第138号の農業委員会だよりの発行計画については、この内容で決定、進めさせていただきます。

次に議案第139号 長野市農業振興審議会委員の推薦についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 議案第139号 長野市農業振興審議会委員の推薦について、資料5をご覧くださいと思います。1の依頼でございますが、所管課は農林部の農業政策課となっております。令和6年5月末日をもちまして現委員の任期が、2年ですけれども終わりますので、農業委員会から引き続き委員の推薦をお願いしたいというものでございます。2番の概要につきましては、記載のとおりでございます。3番の推薦者の数でございますが、1名予定されております。現行は2名でしたので、1名の減少という形になっております。4番の候補者でございますけれども、令和6年度からは1名ということですので、役員会におきまして協議をさせていただきまして、青木会長を推薦させていただきたいと事務局としては考えております。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは、ただいま事務局から説明がございましたけれども、この内容につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 特によろしいですか。それでは確認をし採決を行います。議案第139号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって、議案第139号 長野市農業振興審議会委員の推薦については原案のとおり決定いたしました。

大変どうもお疲れさまでございました。すごい膨大な量でございましたけれども、皆さまがたのご理解とご協力をいただきまし

て、無事、審議を終了することができました。以上をもちまして私の任を解かせていただき、今後の進行を曾根代理さんにお渡しいたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日、議事全体を通して委員の皆さまからご意見等ありましたらお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。なければ最後に事務局から、今後の日程の説明も含めてお願いいたします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思えます。次第の一番下でございます。次回、第15回総会でございますが、令和6年4月30日の火曜日、午後1時30分から午後3時15分までを予定しております。会場につきましては今回と同じ講堂となります。その後、引き続き合同研修会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

裏面をご覧いただきたいと思えます。新規の記載の場所でございますが、3番の一番、下、9番になります。第16回総会でございますが、令和6年5月31日の金曜日、午後1時30分から午後4時まで、会議室203を予定しております。皆さま、お忙しいところ大変、恐縮ですが、ご予約いただきますようお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございました。他によろしいですか。それでは、以上で第14回の総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。